

金融・証券税務便覧

昭和56年度版

金融税務研究会編

金融・証券税務便覧 昭和56年度版

昭和56年 6 月20日 印刷発行

定価 1,700円

検 印
省 略

編 集 金 融 税 務 研 究 会

発行人 戸 部 虎 夫

印刷人 奥 村 正 雄

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企 画・制 作 株式会社 金 融 財 政

電話 東京 (355) 2251(出版事業部直通)

販売総代理店 株式会社 キ ン ザ イ

電話 東京 (358) 0011(大代) 振替東京8-155845

東京都新宿区南元町 19 (金融財政会館) 〒160

落丁・乱丁はおとりかえます

(製本/若林製本工場)

2333-08486-1409

昭和56年度版の刊行にあたって

預金者、投資者はいうまでもなく、金融、証券関係者が利子・配当所得等に対する課税の現状を十分に理解しておくことは、業務遂行上からも不可欠の条件といえます。とくに第一線窓口・渉外担当者にとって関連税務基礎知識の充実は、営業推進上強力な“知的サービス”として大きな効果を発揮するものとなるでしょう。

「金融・証券税務便覧」は、金融機関、証券会社関係者に焦点を定め、従来の税務関連解説書の難点を克服することに編集のポイントをおいた画期的なハンドブックです。解説はあくまで実務上の「手順」と「チェックポイント」を中心に見開きページで簡潔にまとめ、多忙な第一線の方々が即座に活用できるよう配慮しております。

本年度版は、少額貯蓄等利用者カード制度の仕組み、カードの交付申請手続などの解説をはじめ、割引債の償還差益の課税方法、寡夫控除の創設、印紙税・有価証券取引税・酒税の税率引上げ等々、昭和56年度税制の改正ポイントを収録しました。

本便覧は創刊以来、「真に役立つ第一線金融・証券関係者のための税務手引」として好評を得ておりますが、今後ますます利用者各位のお役に立つよう執筆・監修者一同努力していく所存です。

昭和56年 5 月

金融税務研究会

金融税務研究会

大蔵省主税局税制第一課課長補佐 中川 雅治
国税庁直税部法人税課課長補佐 藤下 剛一
“ 源泉所得税監理係長 春日 清弘
全国銀行協会連合会事務部
信託協会業務部
日本証券業協会企画部
(社)金融財政事情研究会 彦坂信次郎
(社)金融財政事情研究会・税理士 布施 常蔵

(お願い……次回編集の参考にしたいと
思いますので、この便覧をどのように利
用されておられるか、そのご経験、ご使
用に際してお気付きの点、あるいはご意
見等をお聞かせ下さい。)

目 次

昭和56年度税制改正のポイント

〔国税関係〕

● 配偶者控除・扶養控除の適用対象所得要件の緩和	2
● 寡夫控除の創設	2
● 災害関連支出に係る雑損控除の適用要件の緩和	2
● 予定納税を要しない限度額の引上げ	2
● 延払条件付譲渡の延納要件の緩和	2
● 割引債の償還差益の総合課税の方法	2
● 法人税率の2%引上げ	3
● 金融保険業の貸倒引当金の法定繰入率の引下げ	3
● 租税特別措置	4
● エネルギー対策促進税制の創設	5
● 交際費課税の強化	5
● 賦課権の除斥期間および罰則関係	6
● 印紙税の税率の引上げ	6
● 有価証券取引税の税率の引上げ	6
● 酒税の従量税率の引上げ	6
● 物品税の課税対象の拡大	7

〔地方税関係〕

● 個人住民税	9
● 法人住民税	10
● 事業税	11
● 不動産取得税	11
● 固定資産税	11

I 預貯金利子関連の税務

1. 預貯金利子と税務	14
1 現行利子課税の仕組み	14
2 利子所得の範囲	16
3 非課税とされる利子所得の範囲	18
4 利子所得の収入金額の計上時期	20
5 法人が受け取る利子所得の取扱い	22
6 非居住者・外国法人の預金利子の取扱い	24
7 少額公債の利子の非課税制度	26
8 郵便貯金の利子の非課税制度	28

9	割引債の償還差益に対する課税方法	30
10	昭和59年以降発行される割引債の償還差益の課税方法	32
11	納税準備預金の利子の非課税制度	34
12	納税貯蓄組合預金の利子の非課税制度	36
13	定期積金の課税関係	38
14	勤務先預金制度	40
15	勤務先預金と税務	42
16	金融機関等の受取利子の源泉徴収不適用制度	44
17	譲渡性預金の譲渡等に関する告知および調書の提出	46
2.	総合課税	48
1	総合課税の意義	48
2	利子所得の総合課税	50
3	総合課税を受けるための預金者の手続	52
4	支払調書の役割	54
5	支払調書の提出	56
6	支払調書の提出方法	58
7	利子所得と確定申告	60
3.	申告不要制度	62
1	利子所得の申告不要制度	62
2	各種預貯金利子の税負担	64
4.	源泉分離選択課税制度	66
1	源泉分離課税の仕組み	66
2	源泉分離課税の適用を受けられる人と手続	68
3	源泉分離課税の選択申告書の様式と記載方法	70
4	源泉分離課税選択申告書の取消・移管	72
5	公社債の利子、証券投資信託の収益分配金	74
5.	少額貯蓄非課税制度	76
1	少額貯蓄非課税制度のあらまし	76
2	少額貯蓄非課税制度を利用できる人	78
3	少額貯蓄非課税制度の対象とされる貯蓄の範囲	80
4	非課税貯蓄を受け入れる金融機関等の範囲	82
5	非課税貯蓄限度額と多種類・多店舗方式	84
6	少額貯蓄非課税制度の対象とされる利子所得の範囲	86
7	少額貯蓄非課税制度の適用を受けるための手続	88
8	非課税貯蓄の申告手続	90
9	非課税貯蓄申告書の記載事項	92
10	非課税貯蓄申告書の受理(1)	94
11	非課税貯蓄申告書の受理(2)	96
12	非課税貯蓄申告書の税務署への送付	98

13	非課税貯蓄限度額の変更	100
14	他店舗経由の非課税貯蓄限度額の変更	102
15	非課税貯蓄に関する住所・氏名・店舗の変更	104
16	非課税貯蓄の廃止,非課税貯蓄者の死亡	106
17	店舗限度額の管理	108
18	非課税貯蓄の申込手続	110
19	非課税貯蓄申込書の最高限度額方式	112
20	非課税貯蓄の相続	114
21	非課税限度額をこえるとして税務署から申告書が返戻され た場合	116
22	申告書記載の住所・氏名が虚偽であるとして税務署から申 告書が返戻された場合	119
23	非課税関係書類の整理保存	120
6.	利子・配当所得等の総合課税と少額貯蓄等利用者カード 制度	122

II 株式と税務

1	配当課税の仕組み	134
2	配当所得の範囲	136
3	みなし配当	138
4	配当所得の金額の計算	140
5	配当控除制度	142
6	少額配当所得の申告不要制度	144
7	株式の配当所得の源泉分離選択課税	146
8	源泉分離課税の選択申告書の効力	148
9	有価証券の譲渡による所得の課税関係	150
10	有価証券の継続的取引から生ずる所得	152
11	同一銘柄の株式等を相当数譲渡したことによる所得および 株式の買集めによる所得	154
12	特別報告銘柄の株式を指定期間中に相当数の売買をしたこ とによる所得	156
13	事業等譲渡類似の有価証券の譲渡による所得	158
14	株式形態のゴルフ会員権の譲渡による所得	160
15	従業員持株制度とその課税関係	162
16	有価証券の範囲と有価証券取引税	164

III 法人の投資関連と税務

1	国内株式	168
2	国内投資信託	177

3	国内公社債投資	179
4	外国証券投資	181

IV 外国証券と税務

1	外国株式	184
2	外国株式の売買益に対する課税	186
3	外国公社債	188
4	みなし外国税額控除	190
5	外国投資信託	192

V その他の関連税務

1	住宅貯蓄控除制度	196
2	住宅貯蓄契約の要件と取扱貯蓄機関	198
3	取扱貯蓄機関等の融資額	200
4	住宅等の取得とその範囲	202
5	転職した場合の財形住宅貯蓄契約の継続等	204
6	住宅貯蓄控除の手続	206
7	住宅貯蓄証明書の発行・交付	208
8	住宅貯蓄に関する通知・記録・帳簿の保存	210
9	要件違反の場合の控除相当額の徴収	212
10	住宅貯蓄控除相当額の徴収と徴収を要しない場合	214
11	住宅取得控除制度	216
12	住宅取得控除の対象となる家屋および割賦償還金等の範囲	218
13	住宅取得控除を受けるための手続	220
14	財産形成貯蓄非課税制度と税務	222
15	海外転勤者の財形貯蓄非課税制度の継続適用	232
16	勤労者財産形成給付金契約と税務	234
17	勤労者財産形成基金契約と税務	236
18	財形給付金・財形基金制度におけるやむをえない場合の 中途支払理由と特別法人税	238
19	生命保険金と税務	240
20	支払保険料と法人の税務上の取扱い	242
21	退職金と税務	244
22	相続の税務	246
23	相続税の課税財産の範囲	248
24	相続税の非課税財産の範囲	250
25	相続財産となる生命保険金・退職金の税務	252
26	相続税額の計算	254
27	相続税の申告と納付	256

28	贈与の税務	258
29	みなし贈与財産	260
30	同族会社の株式をめぐる課税関係(みなし贈与財産)	262
31	贈与税の非課税財産の範囲	264
32	贈与税の計算と申告	266
33	相続税・贈与税の財産評価 (1)(法定評価によるもの—— 地上権、定期金・生命保険契約の権利、立木)	268
34	相続税・贈与税の財産評価 (2)(財産評価通達によるもの ——宅地、借地権)	271
35	相続税・贈与税の財産評価 (3)(宅地および宅地の上に存 する権利の評価についての調整率表)	273
36	相続税・贈与税の財産評価 (4)(農地、耕作権、山林、家 屋、借家権)	277
37	相続税・贈与税の財産評価 (5)(構築物、動産、商品等、 書画骨とう品、無体財産権)	279
38	相続税・贈与税の財産評価 (6)(株式の評価)	281
39	相続税・贈与税の財産評価 (7)(預貯金等の評価)	286
40	資産の譲渡と税務	288
41	譲渡所得の取得費の範囲と計算	290
42	譲渡所得の金額の計算方法	292
43	借地権等の設定と税務	294
44	土地等の長期譲渡所得の課税方法	296
45	譲渡所得の特例(交換・買換えの特例)	298
46	譲渡所得の特例(居住用財産を譲渡した場合の3000万円 控除の特例)	300
47	譲渡所得の特例(収用等の特別控除の特例)	302
48	資産の取得・保有と税務	304
49	資産の取得と税務	306
50	固定資産の保有と税務	308
51	登録免許税と税務	310

VI 印 紙 税

1	現行印紙税額一覧表	316
2	印紙税のあらまし	319

〔付〕 関連法令等一覧

1	利子所得の非課税法人一覧	326
2	利子・配当課税のあらまし	334
3	利子・配当課税関係法令	336

(1) 所得税法(抄)	336
(2) 所得税法施行令(抄)	348
(3) 所得税法施行規則(抄)	362
(4) 租税特別措置法(抄)	373
(5) 租税特別措置法施行令(抄)	396
(6) 租税特別措置法施行規則(抄)	423
4 参考法令	442
(1) 勤労者財産形成促進法(抄)	442
(2) 勤労者財産形成促進法施行令(抄)	452
(3) 当せん金附証票法(抄)	454
(4) 納税貯蓄組合法(抄)	454
(5) 納税貯蓄組合法施行令(抄)	454
(6) 郵便貯金法(抄)	455

関係書式類目次

定期積金証書	39
勤務先預金受入申告書	43
譲渡性預金の譲渡に関する告知書	46
譲渡性預金の譲渡等に関する調書	47
利子等の告知書	53
利子等の支払調書	55
利子所得の源泉分離課税の選択申告書	71
非課税貯蓄申告書	92
非課税貯蓄申告書等送付書	99
非課税貯蓄申告書等受領書	99
非課税貯蓄限度額変更申告書 異動・廃止・死亡	101
非課税貯蓄限度額変更申告書送付状(金融機関取次ぎ用) 廃止	103
非課税貯蓄申込書	111
非課税貯蓄相続申込書	115
非課税貯蓄申告書に関する証明方お願い	117
非課税貯蓄申告書に関する証明	118
住所・氏名が住民票にない非課税貯蓄申告書に関する調査結果に ついて	119
少額貯蓄等利用者カード	122
株式等に係る配当所得の源泉分離課税の選択申告書	147
みなし外国税額控除の適用を受ける円建外債の利子支払について	191
住宅貯蓄証明書	209
給与所得者の住宅貯蓄控除申告書	209
住宅貯蓄年末調整控除額の通知	210
財産形成非課税貯蓄申告書	227
財産形成非課税貯蓄申込書	228
財産形成非課税貯蓄に関する異動申告書	229
財産形成非課税貯蓄の勤務先異動申告書	229

昭和56年度税制改正のポイント

〔 国 税 関 係 〕

● 配偶者控除・扶養控除の適用対象所得要件の緩和

配偶者控除または扶養控除の適用対象となる配偶者や扶養親族の給与所得等にかかる所得限度要件は、従来20万円とされていましたが、今回の改正により昭和56年分から29万円に引き上げられました（所法2）。

これによりパートなどに出て給与所得を得る場合には、給与所得控除の最低保障額の50万円とこの29万円を合わせた年収79万円（改正前70万円）以下のときは控除対象配偶者または扶養親族とされ、また、本人にも所得税が課税されないこととなります。なお、利子・配当所得等の資産所得にかかる所得限度は、従来のまま10万円に据え置かれます。

● 寡夫控除の創設

妻と死別し、または離婚した寡夫が子（基礎控除額を超える所得を有する者を除きます）を有し、年間所得金額が300万円以下の場合には、寡婦控除の同額の23万円の所得控除ができることとなりました（所法81）。

● 災害関連支出に係る雑損控除の適用要件の緩和

豪雪の場合の雪おろし費用など災害に直接関連して支出された費用については、年間所得金額の10％相当額または5万円のいずれか低い金額をこえる部分を雑損控除として所得控除ができることとなりました（所法2、72）。

● 予定納税を要しない限度額の引上げ

所得税では前年の申告納税額が一定金額以上の場合には、原則として7月と11月にその年分の所得税について予定納税をすることになっていますが、今回の改正により予定納税を要しない予定納税基準額の限度額が従来の5万円から10万円に引き上げられました（所法104、107、114）。

● 延払条件付譲渡の延納要件の緩和

山林所得または譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡をした場合で一定要件を満たすものについては、5年以内の所得税の延納が認められていますが、今回の改正により延納税額が50万円以下で、かつ、延納期間が3年以下である場合には、担保の提供を要しないこととされました（所法132）。

● 割引債の償還差益の総合課税の方法

割引債の償還差益に対する課税については、昭和55年度の税制改正におい

て、昭和59年から利子・配当所得と同様に、昭和59年から総合課税に移行することとされていますが、今回の改正によりその具体的方法が次のように定められました（措法41の12、附則20）。

- ① 割引債の発行時に昭和59年以降2年間は35％、その後は42％の税率により源泉徴収を行ないます。
- ② 発行時から償還時まで引き続いて保管の委託または登録を受けていた割引債については、その償還時に①の源泉徴収税額のうち償還差益の20％相当額をこえる部分を還付します。
- ③ 割引債の償還金の支払者は、その支払について支払調書を提出しなければなりません。

すなわち、発行時から償還時まで引き続き保管の委託等がされていた割引債の償還差益については、最終的に利子所得と同じ20％の税率による源泉徴収を行なうこととされました。

●法人税率の2％引上げ

法人税の基本税率および配当軽減税率等が昭和56年4月1日以後終了する事業年度から、次のように一律2％引き上げられました（法法66，143）。

区 分	改正前	改正後
普通法人の税率		
留保分	40％	42％
配当分	30％	32％
中小法人の軽減税率		
留保分	28％	30％
配当分	22％	24％
公益法人、協同組合等の軽減税率		
留保分	23％	25％
配当分	19％	21％

なお、清算所得に対する税率は、普通法人は改正前の35％から37％に、協同組合等の軽減税率は改正前の21％から23％に引き上げられました（法法99，115）。

また、資本金1億円以下の中小法人に認められている軽減税率の適用所得限度が、改正前の700万円から800万円に引き上げられ、昭和56年4月1日以後終了する事業年度から適用されます（法法66，143）。

●金融保険業の貸倒引当金の法定繰入率の引下げ

金融保険業の貸倒引当金についての法定繰入率が改正前の1000分の5から1000分の3に引き下げられました。なお、この改正は昭和56年4月1日以後に開始する事業年度から適用されますが、経過措置として改正直前事業年度

末の貸倒引当金の残高を保証するいわゆる積増停止方式が採用されました。

● 租税特別措置

(1) 特別措置の廃止

次に掲げる 2 つの特別措置が廃止されました。

- ① 産業転換設備等を取得した場合の特別税額控除
- ② 防火地域等内の新築中高層住宅等の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減

(2) 特別措置の縮減合理化等

企業関係の特別措置のうち、適用期限が到来するものを中心に次のような整理合理化が行なわれました。

- ① 低開発地域等における工業用機械等の特別償却制度について、適用対象となる設備の取得価額基準が 1,200 万円（改正前 800 万円）に引き上げられました（措令 6 の 2，28 の 3）。農村地域工業導入開発地区および産炭地区にかかる適用期限が 2 年延長されました。また、特定不況地域にかかる償却割合が機械・装置にあっては 100 分の 20（改正前 100 分の 25）に、工場用建物等にあっては 100 分の 10（改正前 100 分の 13）に引き下げられました（措法 12，45）。
- ② 医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる機械等の取得価額基準が 110 万円（改正前 80 万円）に引き上げられ、また、償却割合は 100 分の 20（改正前 100 分の 25）に引き下げられたうえ、適用期限が昭和 58 年 3 月 31 日まで延長されました（措法 12 の 2，45 の 2）。
- ③ 産地中小企業者の事業合理化用機械等の特別償却制度について、適用対象となる取得価額基準が機械装置にあっては 110 万円（改正前 80 万円）、工場用建物にあっては 130 万円（改正前 100 万円）、その他の建物にあっては 550 万円（改正前 400 万円）に引き上げられました。さらに償却割合が機械・装置にあっては 100 分の 20（改正前 4 分の 1）、建物等にあっては 100 分の 10（改正前 8 分の 1）に引き下げられ、適用期限が昭和 58 年 3 月 31 日まで延長されました（措法 12 の 3，45 の 3，措令 6 の 2，28 の 5）。
- ④ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、適用対象となる資産の範囲に一般乗用旅客自動車運送業の用に供する車両および運搬具を加えるなど適用範囲の拡充、適用要件の見直しが行なわれたほか、適用期限が昭和 58 年 3 月 31 日まで延長されました（措法 13，46，措令 6 の 5，28 の 7）。
- ⑤ 新築貸家住宅の割増償却制度について、適用対象となる資産の範囲が都市計画区域のうち都市計画法で市街化区域と定められる区域等に縮減され、貸家住宅の面積要件および取得価額要件が見直されたうえ、適用期限

が昭和58年3月31日まで延長されました（措法14、47、措令7、28の8）。

⑥ 石油貯蓄施設の割増償却制度について、割増率が100分の36（改正前100分の40）に引き下げられ、また、特定の石油ガスの貯蔵施設が適用対象に加えられ、さらに適用期限が昭和58年3月31日まで延長されました（措法48）。

⑦ 造林費の特別償却制度について、適用対象となる植林費の範囲が縮減され（措令29の2）、適用期限が昭和58年3月31日まで延長されました（措法50）。また、鉱業用坑道等の特別償却の適用期限が昭和58年3月31日まで延長されました（措法49）。

⑧ 中小企業転換対策臨時措置法または工業再配置促進法に基づく認定を受けて廃棄処分をする施設の償却の特例制度について、その適用期間が2年延長されました（措令9の2、29の4）。

⑨ 登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の特例制度について、適用対象となる資産の範囲が縮減されました（措令別表）。

⑩ 次の準備金制度について、積立率が引き下げられました。

イ) プログラム準備金制度について、汎用プログラムの開発にかかる積立率が100分の40（改正前100分の50）に引き下げられ、また、適用期限が昭和58年3月31日まで延長されました（措法20の2、56の9）。

ロ) 異常危険準備金制度について、その積立ての対象に船舶戦争保険の保険料にかかる積立て等が加えられました（措法57の4、措令33の3、33の4）。

● エネルギー対策促進税制の創設

エネルギー対策の促進に資するため、昭和56年4月1日から昭和59年3月31日までの期間内に、省エネルギー設備、石油代替エネルギー関連設備（電気事業者にかかるものを除きます）、中小企業者の取得する省エネルギー・石油代替エネルギーの利用に資する機械等について、その取得（製作・建設を含みます）した日から1年以内に事業の用に供した場合には、①取得価額の30%の特別償却と②取得価額の7%の特別税額控除とのいずれかの選択が認められることになりました。なお、この7%の税額控除については、当期の税額の20%相当額が限度となり、控除限度超過額は1年間の繰越しが認められます（措法10の2、42の4）。

● 交際費課税の強化

法人の交際費課税について、改正前は交際費の支出額がこの法人について認められている定額控除額（資本金の大きさにより、年200万円～400万円）を超えている場合において、前年度に対して5%をこえて増加した額は全額損金不算入とされて課税対象とされていましたが、今回の改正により前年度より増加した額は全額損金不算入とされ、この課税の強化が図られました（措法62①）。また、交際費課税の特例制度の適用期限が昭和58年3月31日ま